

住宅性能証明業務の

省エネルギー性における現場検査の見直し及び現場検査手数料の見直しについて

平素は、一般財団法人 長野県建築住宅センターをご利用いただき感謝申し上げます。

弊センターでは、令和3年4月1日から省エネルギー性における現場検査及び現場検査手数料の見直しに伴い、住宅性能証明の証明業務手数料を、下表の別表のとおり改定いたします。

赤字の部分が修正箇所及び改定後の手数料額となります。

改定後の手数料は、令和3年4月1日申請受付分から適用しますので、ご理解をお願い申し上げます。

別表 証明業務手数料（第23条関係）

第23に規定する証明業務手数料は、申請1件につき、次に掲げる額とする。

1 住宅性能証明書

（単位：円、**税込**）

住宅の区分	証明基準	料 金				
住宅の新築又は新築住宅の取得	断熱等性能等級4・一次エネルギー消費量等級4以上	断熱等性能等級4	確認できる証明書等がある場合	単独	35,200	
				他検査同時	27,500	
		上記以外	単独	46,200		
			他検査同時	38,500		
		一次エネルギー消費量等級4以上	確認できる証明書等がある場合	単独	51,200	
				他検査同時	43,500	
	上記以外	単独	62,200			
		他検査同時	54,500			
	断熱等性能等級4・一次エネルギー消費量等級4以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合					18,700
	耐震等級2以上	耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等がある場合	単独	51,200		
			他検査同時	43,500		
		上記以外	単独	71,000		
他検査同時			64,400			
耐震等級2以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合					23,100	
高齢者等配慮対策等級3以上	高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等がある場合	単独	35,200			
		他検査同時	27,500			
	上記以外	単独	55,000			
		他検査同時	48,400			
高齢者等配慮対策等級3以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合					23,100	
既存住宅の取得	断熱等性能等級4・一次エネルギー消費量等級4以上	新築時に断熱等性能等級4・一次エネルギー消費量等級4以上の建設住宅性能評価書等を取得している場合			35,200	
		上記以外			46,200	

	耐震等級 2 以上同等	新築時に耐震等級 2 以上又は免震建築物の建設住宅性能評価書等を取得している場合	35,200
		上記以外	55,000
	高齢者等配慮対策等級 3 以上同等	新築時に高齢者等配慮対策等級 3 以上の建設住宅性能評価書等を取得している場合	35,200
		上記以外	55,000
住宅の増改築	断熱等性能等級 4 等の場合		46,200
	耐震等級 2 以上同等の場合		55,000
	高齢者等配慮対策等級 3 以上同等の場合		55,000

備考

- (1) 料金には、証明書発行に必要な現場審査を含む。(型式住宅部分等製造者認証を取得している場合を除く。)
 - (2) 住宅の新築又は新築住宅の取得において、断熱等性能等級 4・一次エネルギー消費量等級 4 以上、耐震等級 2 以上又は免震建築物及び高齢者等配慮対策等級 3 以上が確認できる証明書等とは、一般財団法人長野県建築住宅センター（以下「センター」という。）が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、フラット 3 5 S 設計検査通知書、長期優良住宅技術的審査適合証、その他センターが認めたもの（いずれも性能証明基準に適合している場合に限る。）をいう。
 - (3) 既存住宅の取得において、新築時に断熱等性能等級 4・一次エネルギー消費量等級 4 以上、耐震等級 2 以上又は免震建築物及び高齢者等配慮対策等級 3 以上の評価書等を取得している場合とは、センターが交付した建設住宅性能評価書又はフラット 3 5 S 適合証明書（いずれも性能証明基準に適合している場合に限る。）をいう。
 - (4) 単独とは、現場審査を単独で実施する場合をいう。
 - (5) 他検査同時とは、センターが行う瑕疵保険の現場検査、適合証明の現場審査と同時に実施する場合をいう。
- 2 増改築等工事証明書（単位：申請 1 件につき、円、税込）
 - 1 の住宅の区分のうち「住宅の増改築」に定める料金
 - 3 証明書再発行（税込）
 - 1 通当たり 5,500 円